

論点 [事例問題 1]

問 1 起案

1 . 差止請求と裁判管轄 ・ ・ 民事訴訟法第 4 条、第 6 条

なお、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所と異なる裁判所を選択した場合でも、具体的にその論拠が示されていれば減点要素とはしない。

2 . 間接侵害 特許法第 1 0 1 条の要件事実

(直接) 侵害物件の構成要件該当性と、特許法第 1 0 1 条 1 項 2 号の各要件を裏付ける具体的な事実。

問 2 小問

(1) 通常実施権の許諾の登録と効力 (特許法第 9 9 条)

なお、例外的にその効力を主張できる場合があるかどうかについて言及することは差し支えない。

(2) 裁判管轄 ・ ・ 民事訴訟法第 5 条 1 号、民法第 4 8 4 条、7 0 9 条

訴訟費用 ・ ・ 民事訴訟費用等に関する法律、民事訴訟法第 1 3 7 条

消滅時効 ・ ・ 民法 7 2 4 条、第 1 6 7 条、民事訴訟法第 1 4 7 条

訴えの変更等との関係

・ ・ 民事訴訟法第 1 4 3 条、第 1 5 6 条、第 1 5 7 条 1 項